

## 化学工学会安全部会 部会長選任要領

(総則)

第 1 条 安全部会規約第 6 条に定める部会長の選任は、本要領による。

(部会長の選任候補の推薦)

第 2 条 運営委員会は、部会長推薦委員会を運営委員会に設置する。

第 3 条 部会長推薦委員会は現部会長の任期が切れる約半年前に化学工学会安全部会の個人会員及び法人賛助会員に半年後に部会長の任期が切れることを公告する。

2 部会長推薦委員会は、個人会員（および法人賛助会員）運営委員から推薦あるいは立候補者を募集する。

3 募集期限はその年の任期が切れる約 3 か月前までとする。

(部会長推薦委員会での選考)

第 4 条 第 3 条で挙げた候補者から第 6 条を果たすことが確約できる候補者を数名選考する。

2 個人会員および運営委員にその旨知らせる

(運営委員会への諮問)

第 5 条 任期が切れる 1 か月前の運営委員会に部会長推薦委員会が諮問し、次期部会長を決定する

(部会長の要件)

第6条 部会長の要件は、次の2点とする

- ① リーダーシップを発揮して会の発展に貢献できる。
- ② 会の運営に深く関与できる。

(変更)

第7条 本要領の変更は、運営委員会の決議をもって行う

附則 2022年6月27日新規制定(運営委員会承認)